

令和 7 年（2025 年）

第 5 回大阪狭山市教育委員会
定例会議議事録

令和 7 年（2025 年）5 月 23 日 開催

大阪狭山市教育委員会

第5回大阪狭山市教育委員会定例会議議事録

令和7年（2025年）5月23日（金）

午後2時00分 開議

市役所3階 委員会室

出席委員（5名）

竹谷	好弘	教育長
山田	順久	教育長職務代理者
河合	洋次	委員
井上	寿美	委員
内田	幸子	委員

出席事務局の職員

寺下	憲志	教育監
山田	裕洋	教育部長
浜口	亮	こども政策部長
吉田	耕太郎	こども政策部こども家庭支援担当部長
山本	泰士	こども政策部理事
山本	一幸	教育部次長
中本	真司	教育部副理事兼教育指導グループ課長
岩間	かおり	こども政策部次長兼こども家庭支援グループ課長
森口	健次	教育政策グループ課長
畑辻	旭秀	生涯学習グループ課長
牧	宏幸	こども育成グループ課長
神楽所保則		教育政策グループ学校給食担当課長
荒川	郁代	教育政策グループ参事

書記

安達	奈津芽	教育政策グループ課長補佐
----	-----	--------------

議事日程

開会

教育長活動報告

議事

- | | | |
|-------|--------|--|
| 日程第 1 | 議案第10号 | 大阪狭山市教育委員会事務決裁規程の一部を改正する規程について |
| 日程第 2 | 議案第11号 | いじめ問題調査報告書（案）について |
| 日程第 3 | 報告第12号 | 大阪狭山市立中学校区学校運営協議会委員の委嘱及び任命について |
| 日程第 4 | 報告第13号 | 大阪狭山市就学支援委員会委員の任命について |
| 日程第 5 | 報告第14号 | 大阪狭山市狭山池総合学術調査委員会委員の委嘱について |
| 日程第 6 | 報告第15号 | 令和 7 年度（2025年度）大阪狭山市一般会計補正予算（第 2 号教育委員会関係）について |
| 日程第 7 | 報告第16号 | G I G Aスクール構想にかかる 1 人 1 台端末の購入の契約締結について |

閉会

- 各グループの報告事項

教育部長（山田裕洋）

定刻となりましたので、教育委員会定例会議の開催のほうを教育長、よろしくお願いいたします。

教育長（竹谷好弘）

改めまして、こんにちは。

令和7年第5回の教育委員会定例会議を開会いたします。

本日の出席委員数は定足数に達しておりますので、会議は成立していますことをご報告いたします。

なお、議事録の署名委員は会議規則によりまして、河合委員、内田委員を指名いたします。

本日は、2名の方から傍聴の申込みがありましたので承諾したいと思います。

教育長活動報告でございます。

議事日程を開けていただきまして、ちょっと訂正がございます。4月18日の万博、中学生発表と書いておりますけれども、これは後に説明します22日のこととございまして、この中学生発表というのは、単に見学というふうに訂正をお願いいたします。この日は理事者、市長、副市長と現地を確認、万博の様子を確認しに行ったということとございます。

4月22日の万博、SDGs関係としておりますが、これは市内の中学生の発表がございまして、会場内の大阪ヘルスケアパビリオンというのがございまして、そこで子供たちがSDGsに関係する発表をしたというのを見学しております。

4月24日、25日、近畿組織の総会、研修会に参加をしております。

5月11日、これも万博ですけれども、市民パフォーマンス、大阪狭山市の日ということで、様々な市内の団体の発表を見学しております。それと、狭山池関連の歴史遺産展示も同時にございましたので見学をしております。

5月15、16、これは全国組織の総会、研修会に参加をいたしました。

それから5月18日、市民体育大会の開会式で、開会に当たりご挨拶をしております。

それから21日、令和7年度の大阪府都市教育委員会連絡協議会定期総会ということで、教育委員さんと一緒に出席をいたしました。ありがとうございました。

以上、簡単な内容ですが、教育長報告をさせていただきます。よろしいでしょうか。

それでは、議事に移ります前に、お諮りしたい案件がございます。

本定例に提出されている議案のうち、議案第11号につきまして、いじめ問題調査報告書（案）というものですが、内容に鑑みまして、会議規則第7条のただし書の規定によりまして、本件を非公開というふうにしたいと思いますが、ご異議はございませんでしょうか。

（「異議なし」の声あり）

全員異議がございませんので、議案第11号につきましては非公開にいたします。

それでは、早速ですが議事に移ります。

本日の議案ですが、日程第1、議案第10号、大阪狭山市教育委員会事務決裁規程の一部を改正する規程について議題といたします。

担当に説明を求めます。

担当。

教育政策グループ参事（荒川郁代）

それでは日程第1、議案第10号、大阪狭山市教育委員会事務決裁規程の一部を改正する規程についてご説明させていただきます。

お手元にごございます資料は、1ページから11ページまででございます。

地方自治法施行令の改正に伴いまして、大阪狭山市財務規則に定める随意契約の限度額の引上げに合わせまして、本規定に定める教育長、部長、課長が専決できる共通事項のうち、財務

に関する事項について、所要の改正を行うものでございます。

資料7ページから11ページまでの新旧対照表でご説明させていただきます。

第11号の別に定めるもののほか、配当予算の範囲内で次の支出負担行為を行うことの「ア 工事の施行決定及び契約締結に関すること。」のうち、担当課長の限度額「130万円未満」を「200万円未満」に改め、主管部長の限度額「130万円以上500万円未満」を「200万円以上500万円未満」に改めることといたしました。

次に、「イ 業務委託の施行決定及び契約締結に関すること。」を、「業務委託、修繕及び印刷製本の施行決定及び提案締結に関すること。」に改め、担当課長の限度額「50万円未満」を「100万円未満」に改め、主管部長の限度額「50万円以上300万円未満」を「100万円以上300万円未満」に改めることといたしました。

次に、「ウ 物品購入、修繕及び印刷製本の施行決定及び契約締結に関すること。」を、「物品購入の施行決定及び契約締結に関すること。」に改め、担当課長の限度額「80万円未満」を「150万円未満」に改め、主管部長の限度額「80万円以上300万円未満」を「150万円以上300万円未満」に改めることといたしました。

次に、「エ 物品の借入れの施行決定及び契約締結に関すること。」のうち、担当課長の限度額「40万円未満」を「80万円未満」に改め、主管部長の限度額「40万円以上300万円」を「80万円以上300万円未満」に改めることといたしました。

次に、「ク その他手数料の支出に係るもの」及び「ケ 保険料の支出に係るもの」を加え、担当課長の限度額を「100万円未満」に、主管部長の限度額を「100万円以上300万円未満」に、教育長の限度額を「300万円以上400万円未満」を加えることといたしました。

ク及びケを加えたことによりまして、「ク」を「コ」に、「ケ」を「サ」に、「コ アからケまでに掲げる事項以外のもの」を「シ アからサまでに掲げる事項以外のもの」に改めることにいたしました。

次に、第12号 給付の検査に関することの「ア 工事の検査に関すること。」のうち、担当課長の限度額「130万円未満」を「200万円未満」に改め、主管部長の限度額「130万円以上500万円未満」を「200万円以上500万円未満」に改めることにいたしました。

次に、「イ 物品購入に関すること。」のうち、担当課長の限度額「80万円未満」を「150万円未満」に改め、主管部長の限度額を、「80万円以上」を「150万円以上」に改めることといたしました。

次に、「ウ 物品の借入れの検収に関すること。」のうち、担当課長の限度額「40万円未満」を「80万円未満」に改め、所管部長の限度額「40万円以上を80万円以上」に改めることといたしました。

次に、「エ アからウまでに掲げる事項以外のもの」のうち、担当課長の限度額「50万円未満」を「100万円未満」に改め、主管部長の限度額「50万円以上を100万円以上」に改めることといたしました。

次に、第13号 「別に定めるもののほか、支出負担行為の決定に基づき、次の支出命令を行うこと。」のうち、担当課長の限度額を「第11号の支出負担行為のうち担当課長が専決したもの」に、主管部長の限度額を「第11号の支出負担行為のうち担当課長が専決したもの以外のもの」を加えることとし、「ア 工事の請負に関わるもの」及び「イ ア以外のもの」の担当課長及び主管部長の限度額を削ることにいたしました。

附則といたしまして、公布の日から施行する

ものでございます。

以上、非常に簡単な説明ではございますが、ご審議いただきますよう、よろしくお願いいたします。

教育長（竹谷好弘）

ただいまの説明につきまして、何かご質問等ございますでしょうか。よろしいでしょうか。

それでは、ないようでございますので、本案を原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

ご異議なしと認めます。

本案については可決されました。

続きまして、日程第2、議案第11号、いじめ問題調査報告書（案）についてを議題といたします。

これは先ほど決定いたしましたとおり、非公開案件ということでございますので、部長、教育監、教育部次長、教育政策グループ課長及び参事以外の方は退席をお願いしたいと思います。よろしくお願いいたします。

（退 席）

（入 室）

それでは、続きまして日程第3、報告第12号、大阪狭山市立中学校区学校運営協議会委員の委嘱及び任命についてを議題といたします。

担当に説明を求めます。

担当。

教育部副理事兼教育指導グループ課長（中本真司）

失礼いたします。それでは、日程第3、報告第12号、大阪狭山市立中学校区学校運営協議会委員の委嘱及び任命についてご説明いたします。

資料は13ページから17ページでございます。

今年度から新たに、各中学校区における学校運営協議会の設置に伴うものでございます。

大阪狭山市立学校における学校運営協議会の

設置等に関する規則第7条第1項に基づき、狭山中学校区の委員として、資料14、15ページにございます23名の方を、また、南中学校区の委員としては16ページにございます15名を、第三中学校区の学校運営協議会委員としては、17ページにございます18名をそれぞれ委嘱任命したいと考えております。

期間は、令和7年5月1日から令和8年3月31日でございます。

以上、誠に簡単な説明ではございますが、ご報告とさせていただきます。

教育長（竹谷好弘）

ただいまの説明につきまして、何かご質問などございますでしょうか。よろしいでしょうか。

それでは、本案を原案のとおり承認することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

ご異議なしと認めます。

本案については承認されました。

続きまして、日程第4、報告第13号、大阪狭山市就学支援委員会委員の任命についてを議題といたします。

担当に説明を求めます。

担当。

教育部副理事兼教育指導グループ課長（中本真司）

日程第4、報告第13号、大阪狭山市就学支援委員会委員の任命についてご説明いたします。

資料は18ページから19ページでございます。

大阪狭山市就学支援委員会規則第3条に基づき、委員として、こちらにございます2名の方を新たに任命したいと考えております。

期間は、残任期間の令和7年4月1日から令和7年6月30日まででございます。

以上、誠に簡単な説明ではございますが、ご報告いたします。

教育長（竹谷好弘）

ただいまの説明につきまして、何かご質問等
ございますでしょうか。よろしいですか。

本案を原案のとおり承認することにご異議あ
りませんか。

（「異議なし」の声あり）

ご異議なしと認めます。

本案については承認されました。

続きまして、日程第5、報告第14号、大阪狭
山市狭山池総合学術調査委員会委員の委嘱につ
いてを議題といたします。

担当に説明を求めます。

担当。

生涯学習グループ課長（畑辻旭秀）

日程第5、報告第14号、大阪狭山市狭山池総
合学術調査委員会委員の委嘱についてご説明を
させていただきます。

資料は21ページでございます。

当委員会につきましては、大阪狭山市狭山池
総合学術調査委員会規則第2条に基づき、現在
9名の委員から構成されています。

今回、令和7年3月31日をもって任期満了と
なる5名、資料の上段の表になります、任期は
規則第3条に基づき、令和7年4月1日から令
和10年3月31日の3年間となり、皆様再任とな
ります。

また、資料、一番下の表になります上甫木様
ですが、本来の任期は令和9年7月21日までと
なっておりましたが、令和7年3月31日をもっ
て、本人からの申出による解職となりました。
その補欠委員としまして、資料下から2つ目の
表にあります上田様に、新たに委員の委嘱を行
うものでございます。

任期につきましては、規則第3条2項に基づ
き、前任者の残任期間の令和7年4月1日から
令和9年7月21日までとなります。

以上、簡単ではございますが、ご報告いたし
ます。

教育長（竹谷好弘）

ただいまの説明につきまして、何かご質問等
ございますでしょうか。よろしいですか。

本案を原案のとおり承認することにご異議あ
りませんか。

（「異議なし」の声あり）

ご異議なしと認めます。

本案については承認されました。

続きまして、日程第6、報告第15号、令和7
年度（2025年度）大阪狭山市一般会計補正予算
（第2号 教育委員会関係）についてを議題と
いたします。

担当に説明を求めます。

教育政策グループ課長（森口健次）

それでは、日程第6、報告第15号、令和7年
度（2025年度）大阪狭山市一般会計補正予算
（第2号 教育委員会関係）につきましてご説
明いたします。

本件につきましては、予算関連所属が複数ご
ざいますので、教育政策グループから一括して
ご説明いたします。

資料につきましては、左上に債務負担行為補
正と書かれている別紙の資料、令和7年度大阪
狭山市一般会計補正予算（第2号 教育委員会
関係）をご覧ください。

まず1枚目の債務負担行為補正でございます。

民間保育園等施設整備費補助事業につきまし
ては、後ほど改めて申し上げます池尻保育園の
建て替えに対する補助事業について、事業期間
が令和7年度から令和8年度の2か年にわたり
実施することから、令和8年度に執行予定の補
助金額の財源を担保するため、期間を令和8年
度、限度額4,996万2,000円とする債務負担行為
を設定するものでございます。

続きまして、歳入でございます。

資料2枚目をご覧ください。

国庫支出金の民生費国庫補助金、児童福祉費

補助金、子ども・子育て支援施設整備交付金につきましては、池尻保育園の建て替えに伴い、整備予定の幼児保育用施設部に対する交付金で、426万円を計上するものでございます。

次に、児童福祉費補助金、就学前教育保育施設整備交付金につきましても、池尻保育園の建て替えに伴い整備予定のこども園部分に対する交付金で3億5,918万1,000円を計上するもので、歳入合計3億6,344万1,000円の増額補正でございます。

次に、歳出でございます。

資料裏面のほうをご覧ください。

まず、民生費の民間保育園等対策事業では、老朽化の進む池尻保育園について、定員数の拡充や病児保育の開始など、本市の子育て施設の課題解決に向けた対策を講じる園舎の建て替え事業に対する民間保育園等施設整備費補助金で4億4,965万5,000円の計上でございます。

次に、教育費の施設管理事業では、南中学校高圧線引込線取替工事費で131万8,000円、同じく教育費の中学校整備事業では、生徒数、学級数の増加と、35人学級制の対応として、狭山中学校音楽室扉防音化改修工事費で269万7,000円、学校備品購入費で145万円で、歳出合計といたしまして、4億5,097万3,000円の増額補正でございます。

私からの説明は以上でございます。ご質問等ございましたら、各担当グループから詳細につきましてご説明いたしますので、よろしくお願いいたします。

教育長（竹谷好弘）

ただいまの説明につきまして、何かご質問等ございましたら。

これ1個だけ、債務負担行為の額と歳出の関係って何かありましたか。

どうぞ、担当さん。

こども育成グループ課長（牧宏幸）

債務負担行為の額の設定の話なんですけれども、こちらにつきましては先ほど森口課長からお話ございましたように、この建て替え事業自体が令和7年度、8年度の2か年におよび実施させていただくという想定で、令和8年度部分について債務負担行為を設定させていただいておるという状況でございます。あくまでも、これは工事の進捗の状況によって変わってくるんですけれども、一定令和7年度中に90%程度の工事の進行があつて、令和8年度においては10%程度残っているというような事業の進捗を想定した中で、現計予算と債務負担行為を割り振っておるものでございまして、その債務負担行為の枠につきましては10%部分というところで設定しているものでございます。

教育長（竹谷好弘）

契約は1本で進めていくんですね、契約は。

こども育成グループ課長（牧宏幸）

これは補助事業ですので、2か年で補助申請をいただく流れになるかと思っております。

教育長（竹谷好弘）

分かりました。

ほかに何かご質問等ございますでしょうか。よろしいですか。

それでは、ないようでございますので、本案を原案のとおり承認することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

ご異議なしと認めます。

本案については承認されました。

では、日程第7、報告第16号、GIGAスクール構想に係る1人1台端末の購入の契約締結についてを議題といたします。

担当に説明を求めます。

担当。

教育部副理事兼教育指導グループ課長（中本真司）

失礼いたします。日程第7、報告第16号、G I G Aスクール構想に係る1人1台端末の購入の契約締結についてご説明をいたします。

資料は23ページ及び24ページでございます。

本件につきましては、G I G Aスクール構想の1人1台端末5,019台の購入に伴う契約手続に係るものでございます。

今月の16日に見積り合わせが行われ、19日付けで仮契約を締結しておりますが、購入価格が議会の議決に付すべき契約及び財産の取得、または処分に関する条例第3条の規定により、議会の議決が必要となる金額となることから、今月29日に開催されます6月定例会の初日に、契約締結に関する議案を追加で上程させていただき、本契約の議決をいただく予定でございます。

契約内容の詳細でございますが、契約の相手方については、住所が大阪市港区磯路21番1号の令和7年度大阪府G I G Aスクール共同企業体で、代表は日本電通株式会社でございます。

契約金額は税込みで2億7,549万2,910円でございます。

納入期間は令和7年12月28日末とさせていただいております。

納品物につきましては、情報機器、いわゆるタブレット端末でございますけれども、5,019台でございます。

以上、誠に簡単ではございますが、ご報告いたします。

教育長（竹谷好弘）

ただいまの説明につきまして、何かご質問等ございますでしょうか。

山田委員。

教育委員（山田順久）

これ、端末を買い換えるということで、中身的にはかなりよくなっているんですか。

教育長（竹谷好弘）

担当。

教育部副理事兼教育指導グループ課長（中本真司）

既存のものよりは、大きさ自体は変わらないけれども、画面の液晶の部分が大きくなったり、メモリにつきましても、前は4ギガだったのが今回は4ギガ以上という設定であったり、カメラにつきましても高機能のものをそろえております。

特筆すべきは、今回は堅牢性、頑丈さが非常に高いものを選んでおりますので、従前、今使っているものについてはなかなか、修理というものが課題となっておりましたが、そこは解消できるものと考えております。

以上です。

教育委員（山田順久）

子供たちにとってはかなり使いやすいものになるということで、これ、今年に変わるんですか。今年度ですか。

教育長（竹谷好弘）

担当。

教育部副理事兼教育指導グループ課長（中本真司）

令和7年度中に必ず行いたいと考えております。

教育委員（山田順久）

ありがとうございます。

教育長（竹谷好弘）

ほかに何かご質問などございますでしょうか。よろしいでしょうか。

河合委員。

教育委員（河合洋次）

前の端末というのはこれ、処分するんですか、それとも何か売却とかできるんですか。

教育長（竹谷好弘）

担当。

教育部副理事兼教育指導グループ課長（中本真司）

前の端末につきましては、次年度令和8年度に、データの消去も含めて処分の方角を今考えております。以上でございます。

教育委員（河合洋次）

処分ということはもう捨てるということですよ。

教育部副理事兼教育指導グループ課長（中本真司）

現在、今のところ、全てデータもろとも完全に消去できるような形を……。

教育委員（河合洋次）

何かもったいないなという気がするんですけども。

教育長（竹谷好弘）

下取り、下取り。

教育委員（河合洋次）

下取りとかないんですか。

教育長（竹谷好弘）

担当。

教育部副理事兼教育指導グループ課長（中本真司）

またそういった視点も考えながら……。

教育委員（河合洋次）

いや、使える、まだまだ使えるのかなと思っていたので。

教育部副理事兼教育指導グループ課長（中本真司）

出せるとしたらリサイクルとかになるかも分かりませんが、中のデータを完全に消去していただかないと、個人情報も入っていることもありますので、その辺は留意していきたいと思ひます。

教育委員（河合洋次）

私ももったいないなというだけで、言っただけなので。下取りとかできるのであればしてい

ただきたいなと思ひます。

教育長（竹谷好弘）

ほかに何か。よろしいでしょうか。

それでは、本案を原案のとおり承認することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

ご異議なしと認めます。

本案については承認されました。

本日の議案は以上でございます。

これをもって本日の教育委員会定例会議を閉会いたします。

以上

会議の経過を記載し、その相違ないことを証するため、署名する。

教育委員会教育長

教育委員会 委員

教育委員会 委員

教育委員会事務局職員